

米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制することにより、地域の生活環境の保全を図るとともに、殺処分される猫を減らすため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対し、米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飼い主のいない猫」とは、その所有者又は占有者（飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。

2 この要綱において「不妊去勢手術」とは、精巣の摘出手術又は卵巣若しくは卵巣及び子宮の摘出施術であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 県内にある診療施設において行われるものであること。

(2) 当該手術又は施術と同時に、耳先の一部の切除を行うこと。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる事業とする。

2 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業において不妊去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫（次条第2項及び第3項において「補助事業の対象とする猫」という。）1頭につき、当該補助事業に要する費用に相当する額とする。ただし、1万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 一の交付申請（前項の規定による申請をいう。以下同じ。）に係る補助事業の対象とする猫の頭数は、5頭（自治会が交付申請を行う場合には、10頭）を上限とする。

3 補助金の交付申請をした者は、規則第10条第1項の規定により当該交付申請を取り下げ、第9条若しくは規則第18条の規定により当該交付申請に係る補助事業について報告（同条の規定による報告にあつては、規則第11条第1項の規定により当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときに行うものに限る。）をし、又は第13条若しくは規則第21条第1項の規定により当該交付申請に係る補助金の交付決定（次条第2項に規定する交付決定をいう。）が取り消されるまでの間、新たに交付申請又は規則第11条第1項の規定による申請（補助事業の対象とする猫の頭数の増加に係る変更について行うものに限る。）をすることができない。

4 補助金の交付申請は、第1項に規定する申請書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
（交付決定及び通知）

第6条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請の内容が適当であり、かつ、当該交付申請をした者が第3条第2項に定める要件に該当すると認めるときは、当該交付申請をした者に対し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をしたときは、当該補助金の交付申請をした者に対し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。
（承認を要しない変更）

第7条 補助金の交付申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）補助金の増額を伴う変更

（2）前号に掲げるもののほか、補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

（完了の期限）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定があつた日から起算して60日を経過する日又は当該交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該交付決定に係る補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該交付決定に係る補助事業を完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告により提出された書類等により、速やかに、当該補助事業の成果が補助金の交付の目的及び交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、当該補助事業者に交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、当該交付決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。この場合においては、当該補助事業者に対し、補助金確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払及び請求)

第11条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払の請求をしようとするときは、補助金支払請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支払方法)

第12条 補助金の支払は、補助事業者が指定する金融機関を通じ、その口座に振り込む方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が第8条に定める期限までに当該交付決定に係る補助事業を完了しないときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(損害の負担)

第14条 補助事業者が補助事業の実施に当たり第三者に与えた損害は、全て当該補助事業者の負担とする。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金交付要綱第5条、第8条の2及び第13条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金（以下単に「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金交付要綱第10条及び第11条並びに別記様式第4号及び別記様式第6号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金（以下単に「補助金」という。）について適用し、同日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金交付要綱第4条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金（以下単に補助金という。）について適用し、同日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。